



**凡例**

- 都施行路線
- 区市町施行路線
- その他施行路線
- 自動車専用道路
- +— JR・私鉄

**優先整備路線一覧（区施行）**

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
区 - 20	補助34号線	放射17～放射19	大田	410
区 - 21	補助34号線	放射19～補助27	大田	560
区 - 22	補助43号線	補助44付近～仲池上二丁目	大田	560
区 - 23	補助44号線	環状7～上池台五丁目	大田	530
区 - 24	補助44号線	補助43付近～呑川	大田	170
区 - 25	大田区画街路7号線	補助36～蒲田駅(交通広場約5,900㎡)	大田	60

**優先整備路線一覧（その他施行〔区部〕）**

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
その他 - 1	大田区画街路4号線	環状8～大田区画街路5	大田	530
その他 - 2	大田区画街路5号線	環状8～大田区画街路4	大田	380
その他 - 3	大田区画街路6号線	大田区画街路4～大田区画街路5(交通広場約7,000㎡)	大田	350

**優先整備路線一覧（都施行〔区部〕）**

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
都 - 32	補助 28号線	放射1～環状8	大田	800
都 - 33	補助 28号線	補助40～補助33付近	大田	530

今回選定した優先整備路線以外についても、以下のような場合には、事業化に向けた検討を進め、順次事業化を図っていきます。

- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備や、区画整理・再開発等の面的整備、団地建替え、大規模な開発などまちづくりが具体化した場合
- 周辺道路や前後区間の事業の進捗状況により、事業化する必要性が生じた場合
- 連続立体交差事業が具体化した場合
- 新たな都市計画決定（変更）を行った場合 など